

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 12 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 4 日から 令和 7 年 12 月 11 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 12 月 24 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,470,000 4,376,000	一括	1,094,000	0	0
1	1,770,000				
2	3,700,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 中郡二宮町中里二丁目

地 番	1 5 9 0 番 2
地 目	宅地
地 積	1 7 5 . 1 1 平方メートル

- 2 所 在 中郡二宮町中里二丁目 1 5 9 0 番地 2

家屋 番号	1 5 9 0 番 2
種 類	居宅
構 造	木造スレート葺 2 階建
床 面 積	1 階 7 3 . 5 0 平方メートル 2 階 6 5 . 4 1 平方メートル

(現況)

床 面 積	1 階 約 7 9 . 9 0 平方メートル 2 階 約 7 2 . 7 1 平方メートル
-------	--

(未登記附属建物)

種 類	物置
構 造	コンクリートブロック造、屋根なし、平家建
床 面 積	約 3 . 3 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月12日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

-
- | | |
|-------|--|
| 1 | 不動産の表示
【物件番号1、2】
別紙物件目録記載のとおり |
| <hr/> | |
| 2 | 売却により成立する法定地上権の概要
なし |
| <hr/> | |
| 3 | 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1、2】
なし |
| <hr/> | |
| 4 | 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。 |
| <hr/> | |
| 5 | その他買受けの参考となる事項
なし |
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 中郡二宮町中里二丁目
 地 番 1 5 9 0 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 7 5 . 1 1 平方メートル

2 所 在 中郡二宮町中里二丁目 1 5 9 0 番地 2
 家屋 番号 1 5 9 0 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 3 . 5 0 平方メートル
 2 階 6 5 . 4 1 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 7 9 . 9 0 平方メートル
 2 階 約 7 2 . 7 1 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 コンクリートブロック造、屋根なし、平家建
 床 面 積 約 3 . 3 8 平方メートル



令和 7 年(ケ)第 29 号
令和 7 年 4 月 11 日受理
令和 7 年 5 月 19 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 中郡二宮町中里二丁目 |
| | 地 番 | 1 5 9 0 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 5 . 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中郡二宮町中里二丁目 1 5 9 0 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 5 9 0 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 3 . 5 0 平方メートル
2 階 6 5 . 4 1 平方メートル |

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件2の建物は、私の破産管財人であるBが管財業務の一環として管理し占有しています。なお、物件2の建物には去年4月ころまで私が住んでいましたが、私が退去して以降は誰も住んでいない状態です。 2 目的物件の不具合等は下記のとおりです。 (1) 物件2の建物は20年程前にリフォームが行われ、1階洋室1部分、2階浴室及び脱衣場部分、洋室5及び廊下部分が増築されました。 (2) 物件1の土地の北西に地盤沈下が理由と思われるコンクリートのひび割れがあります。物件2の建物自体にも地盤沈下の影響で傾きがあるかもしれません。 (3) 上記(2)のひび割れがある部分の付近には物件2の建物の水道管があります。同水道管から水が漏れている可能性もあります。 (4) 物件2の建物のLDK入口部分の床に緩みがあります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、建物概略間取図及び写真のとおりである。物件2の建物の占有関係については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、破産管財人が管財業務の一環として管理し占有しているものと認めた。
- 2 物件2の建物は1階洋室1部分、2階浴室及び脱衣場部分、洋室5及び廊下部分が増築されている。
- 3 物件2の建物には地盤面より階段を利用し玄関に入る構造となっており、地盤面と建物の間の空間を利用した未登記附属建物（物置）が存している（概ね浴室、トイレの下部に位置している。）。なお、同未登記附属建物（物置）は公課証明書において「屋根なし」となっており、通常屋根がないと建物とは認定されないが、同未登記附属建物（物置）においては地盤面と建物の間の空間を利用した構造である事情を鑑みて、同未登記附属建物（物置）は附属建物であると認めた。
- 4 物件2の建物には全体的に経年相応の劣化、汚損及び損傷が見受けられた。
- 5 評価人によると、物件1の土地は、西乃至北東側で町管理の認定外道路（建築基準法外道路）に接しており、同道路を介して南東側の町道に接しているため、無道路地である。

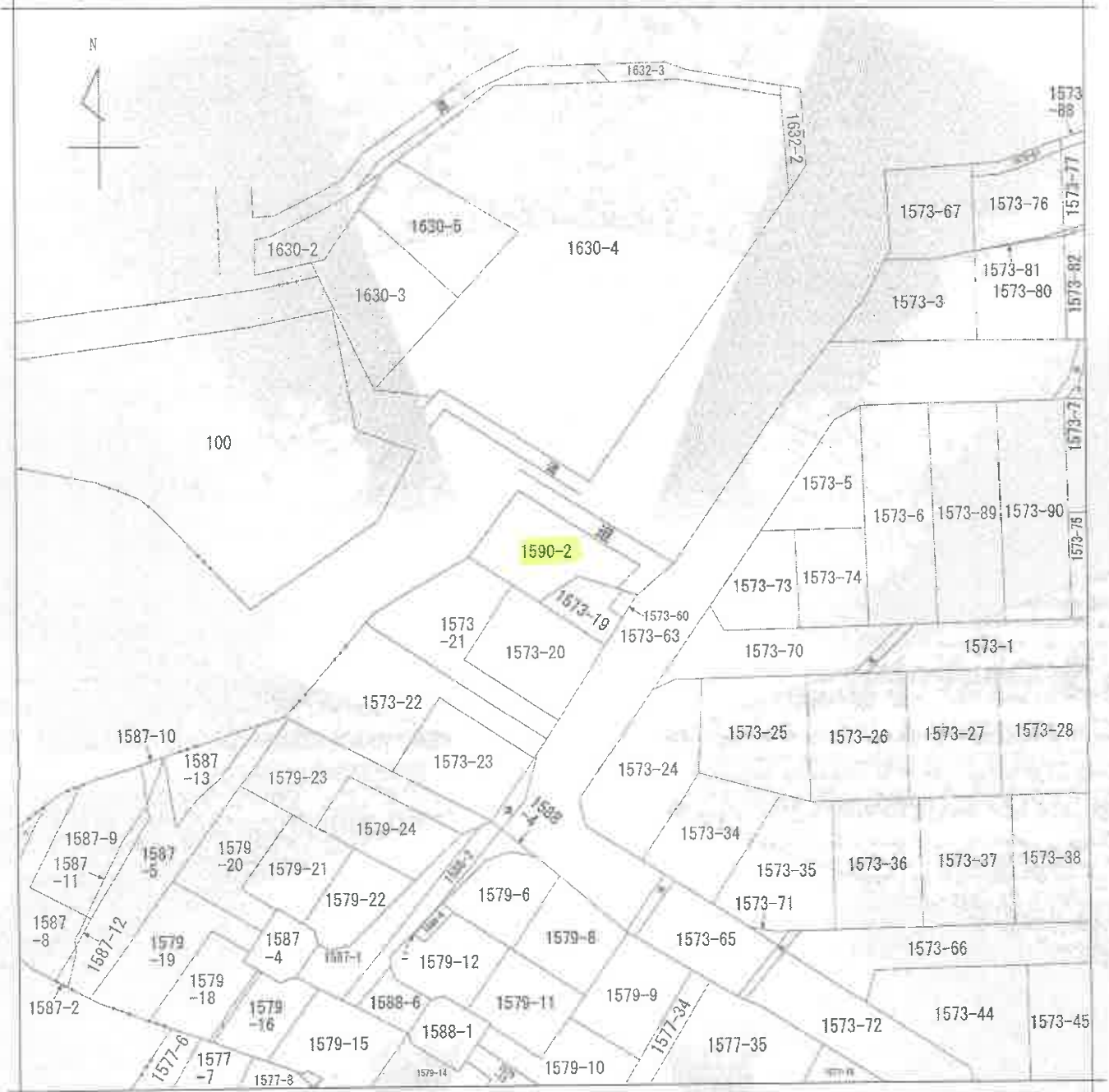
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月11日 (金) 12:10 — 12:34	目的物件所在地	不在, 照会書投函, 外観調査, 写真撮影
令和7年4月14日 (月) 9:50 — 10:00	当職携帯電話	Aから聴取
令和7年5月11日 (日) 12:35 — 13:33	目的物件所在地	Aと面談, 立入調査 (評価人同行)
令和7年5月16日 (金) 10:08 — 10:18	横浜地方法務局 西湘二宮支局	隣接道路部分の土地登記事項証明書受領 建物登記事項証明書交付請求 (該当なし)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 7年 5月11日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

1573-83 ハ 1587-7 あ 1577-9 1579-17
1573-64 ニ 1588-8 へ 1577-9



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	中郡二宮町中里二丁目			地番	1590番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年2月13日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M51191

登記官

(1/1)

(6 枚目)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

昭和48年6月30日

申請人

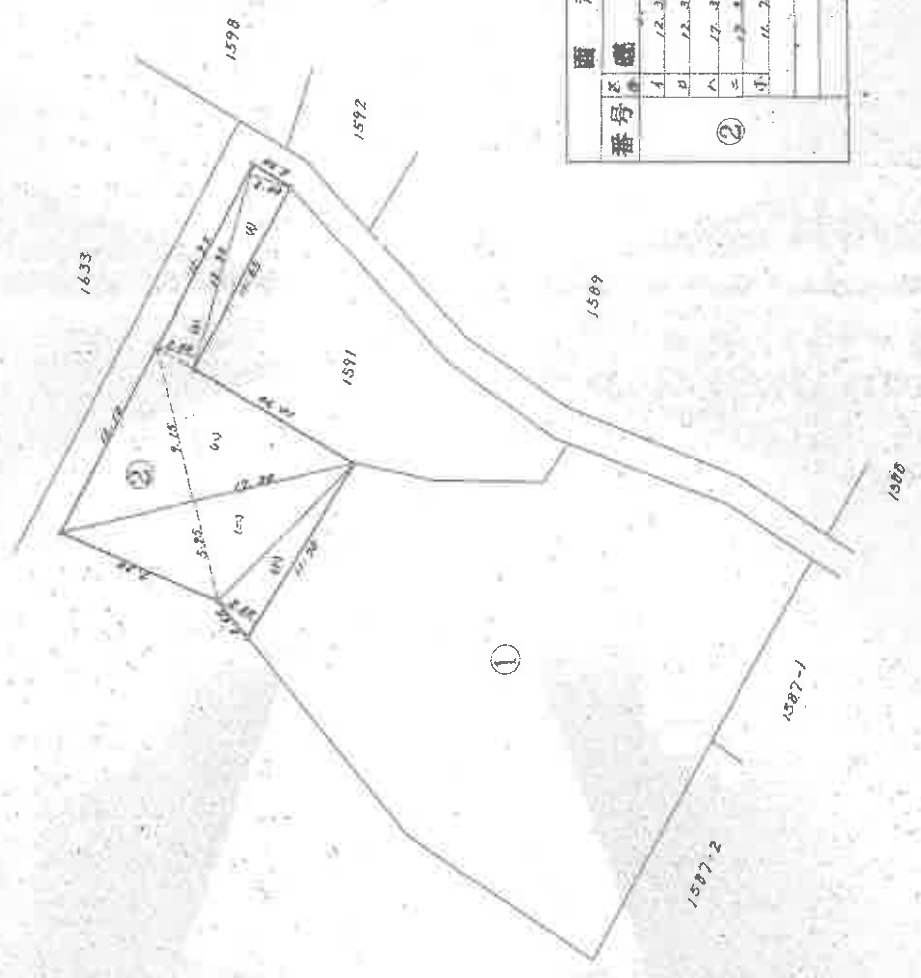
作製年 月 日
昭和48年 5 月 10 日
作製者

地積測量図

806499 前 1590 後 新 1573-1, 1590-2

地番 1590番1, 1590番2
土地の所在 中野区宮町

中里二丁目



面	積	計	算
番号	延	面	高
1	12.38	0.20	24.800
2	12.30	0.42	25.318
3	17.30	0.42	25.228
4	17.30	0.42	25.318
5	16.28	0.42	25.268
計			350.2828
延	128.1162		
面積	128.1162		

(東京土地家屋調査士会印)

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(廣野地方務局西瀬宮支局管轄)
令和7年2月13日 東京法務局港出張所

登記官

(7 枚目)

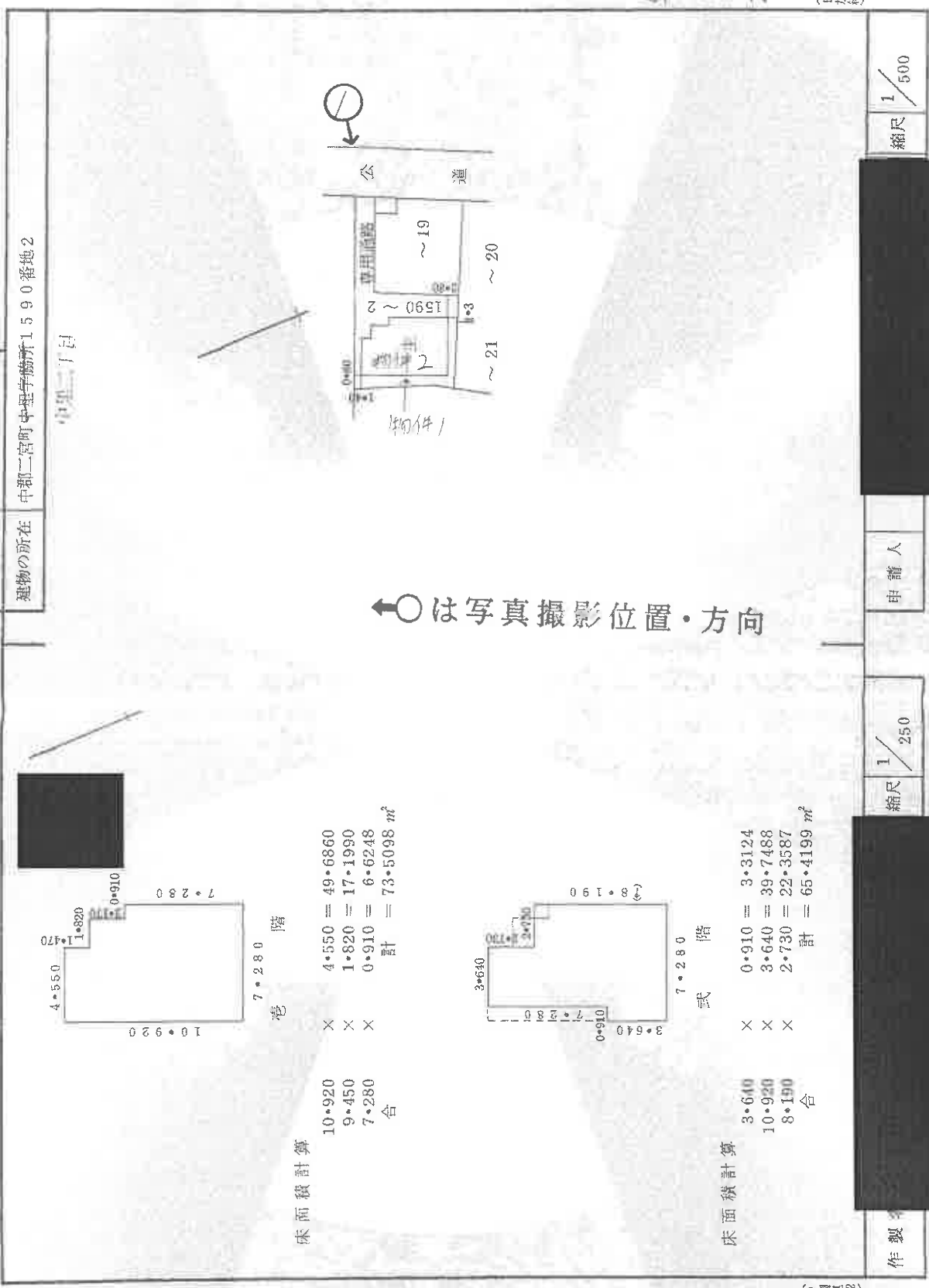
本図面はA3版をA4版に縮小したものである

56.422 (日加納)

建物図面図

家屋番号 1590番2
建物の所在 中郡二宮町中聖寺跡所1590番地2

402917 各階平面図



←○は写真撮影位置・方向

床面積計算
10.920 × 4.550 = 49.6860
9.450 × 1.820 = 17.1990
7.280 × 0.910 = 6.6248
合 計 = 73.5098 m²

床面積計算
10.920 × 3.640 = 39.7488
8.190 × 0.910 = 7.4529
合 計 = 47.2017 m²

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製

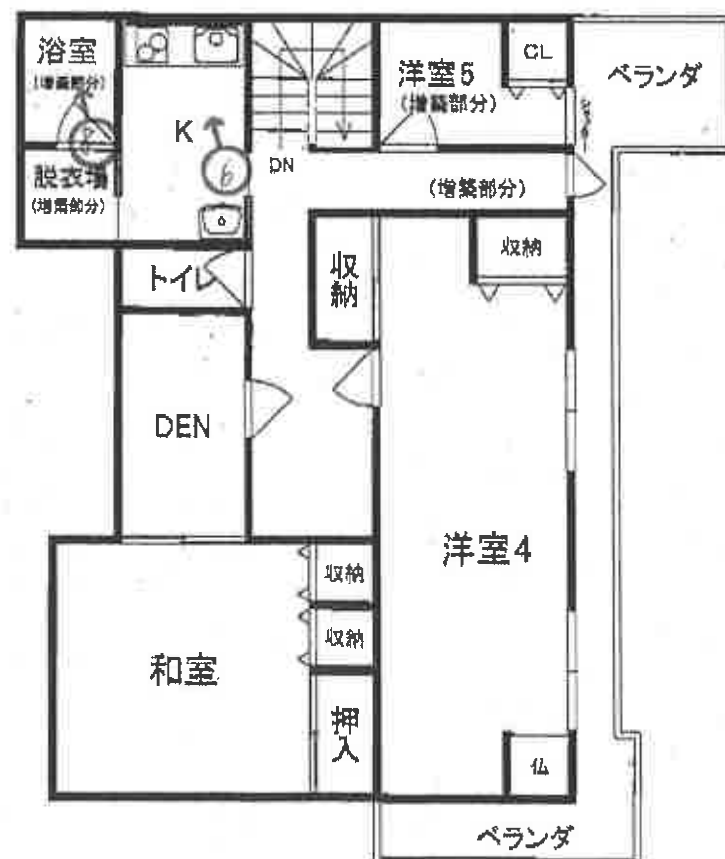
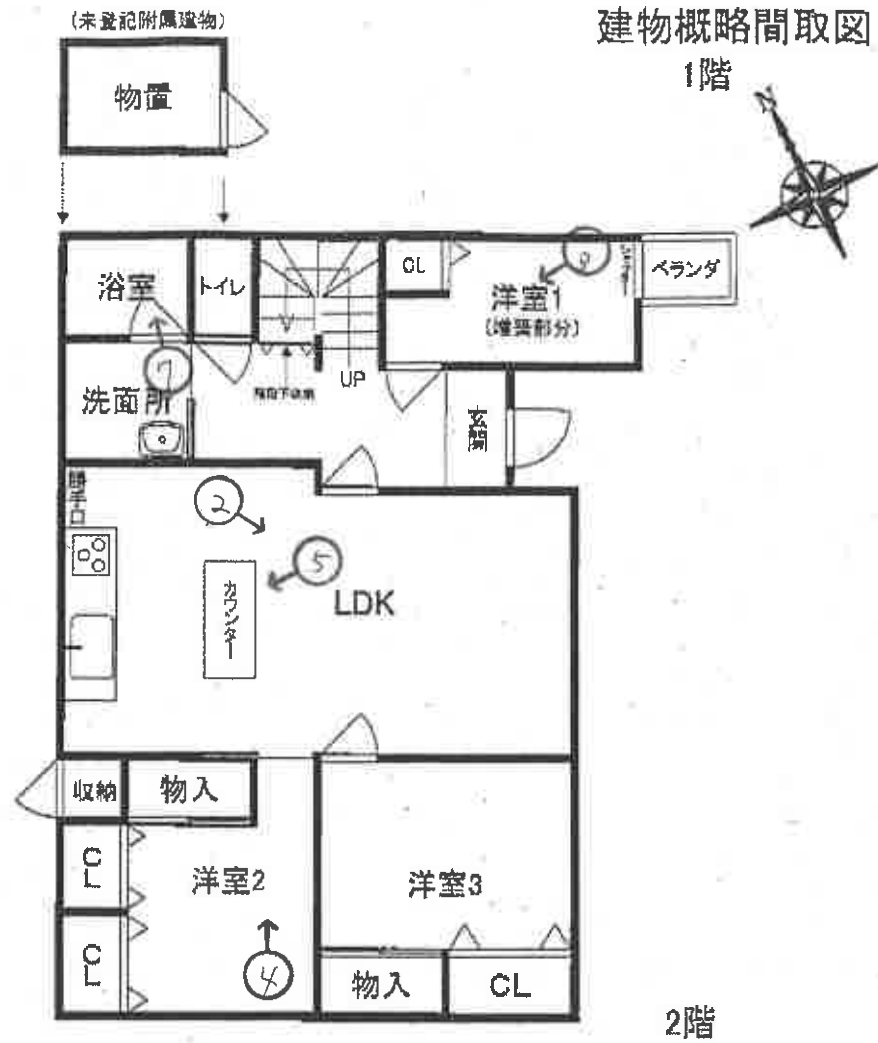
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所 西宮支部管轄)
令和7年2月13日 東京法務局港田事務所

登記官

(枚目)

1階

1階



←○は写真撮影位置・方向
(9 枚目)

①

物件2の建物

物件1の土地



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和 7 年 (ケ) 第 29 号
令和 7 年 5 月 11 日 現地調査
令和 7 年 5 月 23 日 評価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第 1 評価額

一括価格（合計）	
金 5, 4 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 1, 7 7 0, 0 0 0 円
物 件 2（建物）	金 3, 7 0 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		床面積：1階 約79.90㎡ 2階 約72.71㎡ 附属建物 種類：物置 構造：コンクリートブロック造、屋根なし 、平家建 床面積：約3.38㎡
特 記 事 項		
未登記附属建物（物置）あり 住居表示「中里2-21-9」		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 中郡二宮町中里二丁目
 地 番 1590番2
 地 目 宅地
 地 積 175.11平方メートル

- 2 所 在 中郡二宮町中里二丁目1590番地2
 家屋 番号 1590番2
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 73.50平方メートル
 2階 65.41平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR東海道本線「二宮」駅の概ね北西方約2.2km（道路距離）、バス停留所「谷屋津」から徒歩約4分程度に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅のほか、マンションも見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	以下の用途地域に跨っており、用途地域のほとんどが①に該当する。 ①第一種低層住居専用地域 ②第一種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	①60% ②60%
	容 積 率	①100% ②200%
	防 火 規 制	①無指定 ②準防火地域
画 地 条 件	そ の 他	①最高高さ10m ②第一種高度地区（最高高さ13m） 宅地造成等工事規制区域（町全域）
	規 模 形 状	175.11㎡ 不整形地
接 面 道 路 の 状 況	間 口 ・ 奥 行	間口約2.5m程度 奥行約24.0m程度
	地 勢	北（東）側傾斜で、北側隣接地より高く、南側隣接地より低く接面している。また北西側隣地よりかなり高く位置している。
接面道路の状況	公図上の道である幅員約1.8m認定外町道（建築基準法外）に西乃至南東にかけて接面している。（下記、特記事項を参照）。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	あり
	下 水 道	南東側町道に本管あり（注）

特 記 事 項	◇ 目的土地は、上記記載の公図上の道（認定外町道）を介して南東側（建築基準法第42条1項1号）の町道に接しているため、現況では、無道路地である。二宮町都市整備課によると、現況専用通路として使用している認定外町道部分について、事前相談等が必要となり、個人使用のみの占用と認められた場合は、町から買受をできる可能性もあるとのことである。 ◇ 土地の北西側に地盤沈下が理由と思われるコンクリートのひび割れがある。聴取によると、当該ひび割れ部分付近に水道管があり、水が漏れている可能性もある、とのことである。 （注）下水道には接続しておらず浄化槽を利用しているとのことである。
---------	---

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和56年3月20日（登記記載）
	経 過 年 数	約45年（1年未満の端数切り上げ）
	経済的残存耐用年数	－
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼 ほか
	天 井	ビニールクロス貼 ほか
	床	フローリング、畳 ほか
	設 備 そ の 他	キッチン×2、トイレ×2、浴室×2、洗面所、ほか －
床面積（現況）	1階：約79.90㎡ 2階：約72.71㎡、 延床面積：約152.61㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	6LDK+K+DEN （附属資料建物概略間取図のとおり）
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	普通乃至やや劣る	
建物の利用状況	令和7年5月11日：内部立入調査 建物所有者（破産管財人）が占有している。	
特 記 事 項	◇ 記載証明書によれば、本件建物は建築確認申請を受け検査済年月日の記載もあるが、検査済番号は空欄となっている。 ◇ 全体的に経年相当の劣化、損傷及び汚損が見受けられた。 ◇ 建物所有者によると、物件2の建物は20年程前にリフォームを行い、1階洋室1と2階浴室及び脱衣所部分、洋室5及び廊下部分を増築している、とのことである。 ◇ 物件2建物には地盤面より階段を利用し玄関に入る構造となっており、上記記載増築以外に、地盤面と建物の間の空間を利用した未登記附属建物（物置）が存している（概ね浴室、トイレの下部に位置している）。	

【未登記附属建物の概要】

種類：物置

構造：コンクリートブロック造、屋根なし、平家建

床面積：約3.38㎡（公課証明書記載の数量）

なお、本来は屋根がないと建物と認定されないが、本件未登記附属建物は、地盤面と建物の間の空間を利用したものであり、公課証明書において「屋根なし」となっていることから、屋根がないものの、附属建物と認定した。

◇ 上記記載の（物置を含む）未登記増築部分に関する資料等は存しない。行政手続上の手続き行っていない可能性があり、詳細は不明である。

◇ 物件2建物自体にも地盤沈下の影響で傾きがある可能性があるとのこと。

◇ 建物のLDK入口部分の床に緩みがある。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	74,400	$\frac{77}{100}$	57,300	×175.11	× 0.90	= 9,030,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査基準地：二宮（県）－1

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価調査基準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \\
 & & & & \text{補 正} & & \\
 & & & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 64,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{86} = 74,400 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：上記のとおり。

◇地 域 格 差：地価調査基準地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：現況、無道路地であること、形状に劣ること、敷地内高低差があること及び「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 2（主である建物）

本件建物は経済的残存耐用年数を満了した建物であり、その市場価値は低いことを考慮し、また保守管理の状態等を参酌し、再調達原価（1 m²当たり 160,000 円と査定）の 3%をもって、建物価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	160,000	× 152.61	× 0.03	= 730,000

（附属建物等）

③ 物件 2（附属建物）

当該附属建物は物置であり、面積も僅少であり直接観察でもって、附属建物価格を以下のとおりとした。

附属建物価格：金 10,000 円

※ 物件 2 建物価格合計

物件 番号	主である建物 (円)	附属建物 (円)	建 物 価 格 (円)
2	730,000	+ 10,000	= 740,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	9,030,000	×	0.65 法定地上権	= 5,870,000

(注)土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円）	土地利用権等 価格の控除及び加算 （円）	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 （円）
1	9,030,000	－ 5,870,000		× 0.8	× 0.7		= 1,770,000
2	740,000	＋ 5,870,000	× 1.0	× 0.8	× 0.7		= 3,700,000
一括価格（合計）							5,470,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：現況無道路地であり、現況のままでは建替等ができないこと、建替等に際し事前相談が必要となることや計画如何によっては建築できない可能性等があること、及び「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し市場性が減退する程度を－20%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準価格 二宮（県）－1

所 在：中郡二宮町百合が丘2丁目36番6
「百合が丘2-14-6」

価 格：64,000 円／m²

位 置：JR 東海道本線「二宮」駅約 2.9km

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：281 m²

供給処理施設：ガス・水道・下水

接 面 街 路：東側 5.5m 町道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建蔽率 50%，容積率 100%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が立ち並ぶ区画整然とした高台の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 1 6,858,008 円

物件 2 2,287,013 円

（未登記）附属建物（物置） 26,708 円

第7 附属資料の表示

位置図

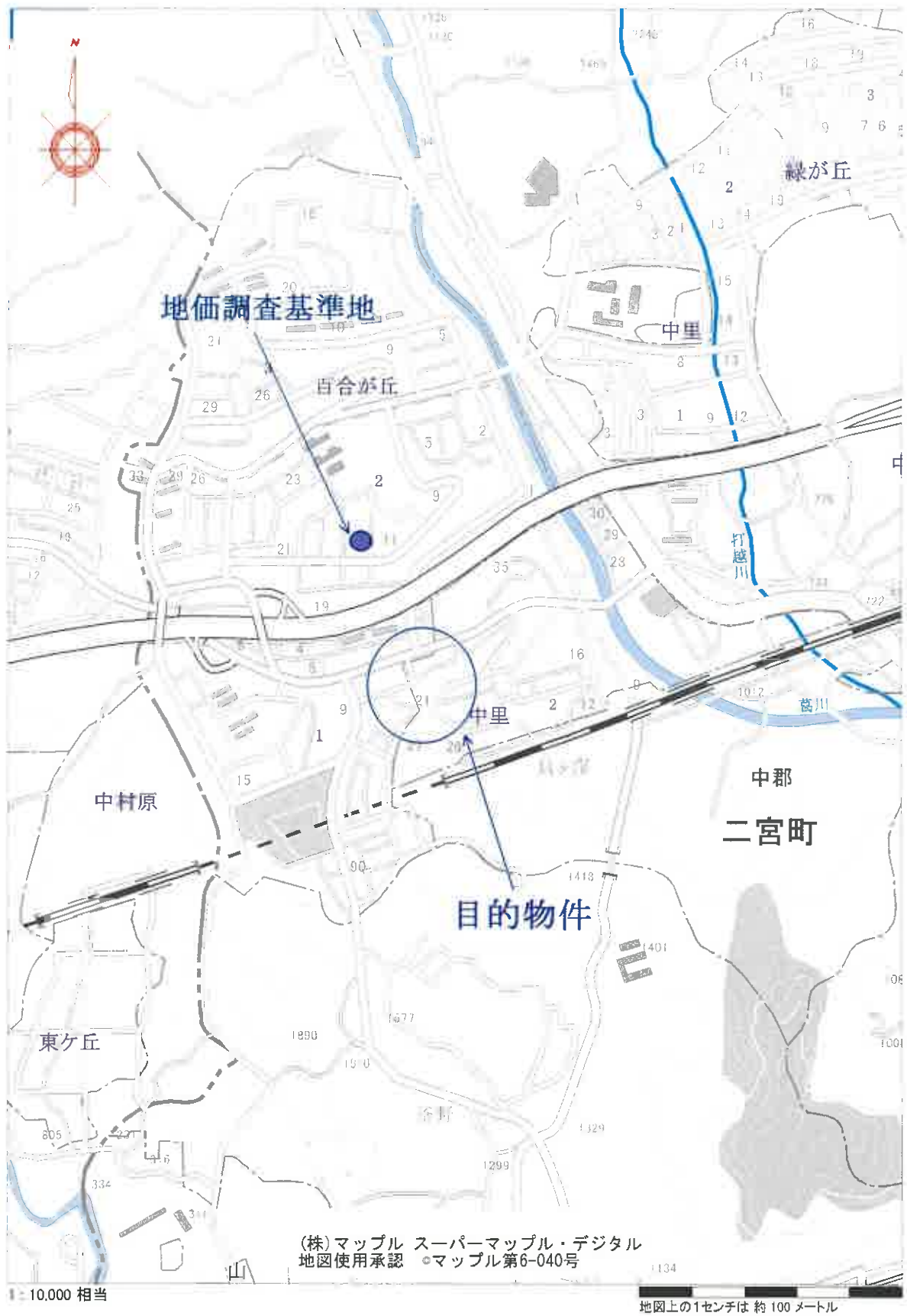
公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物図面・各階平面図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

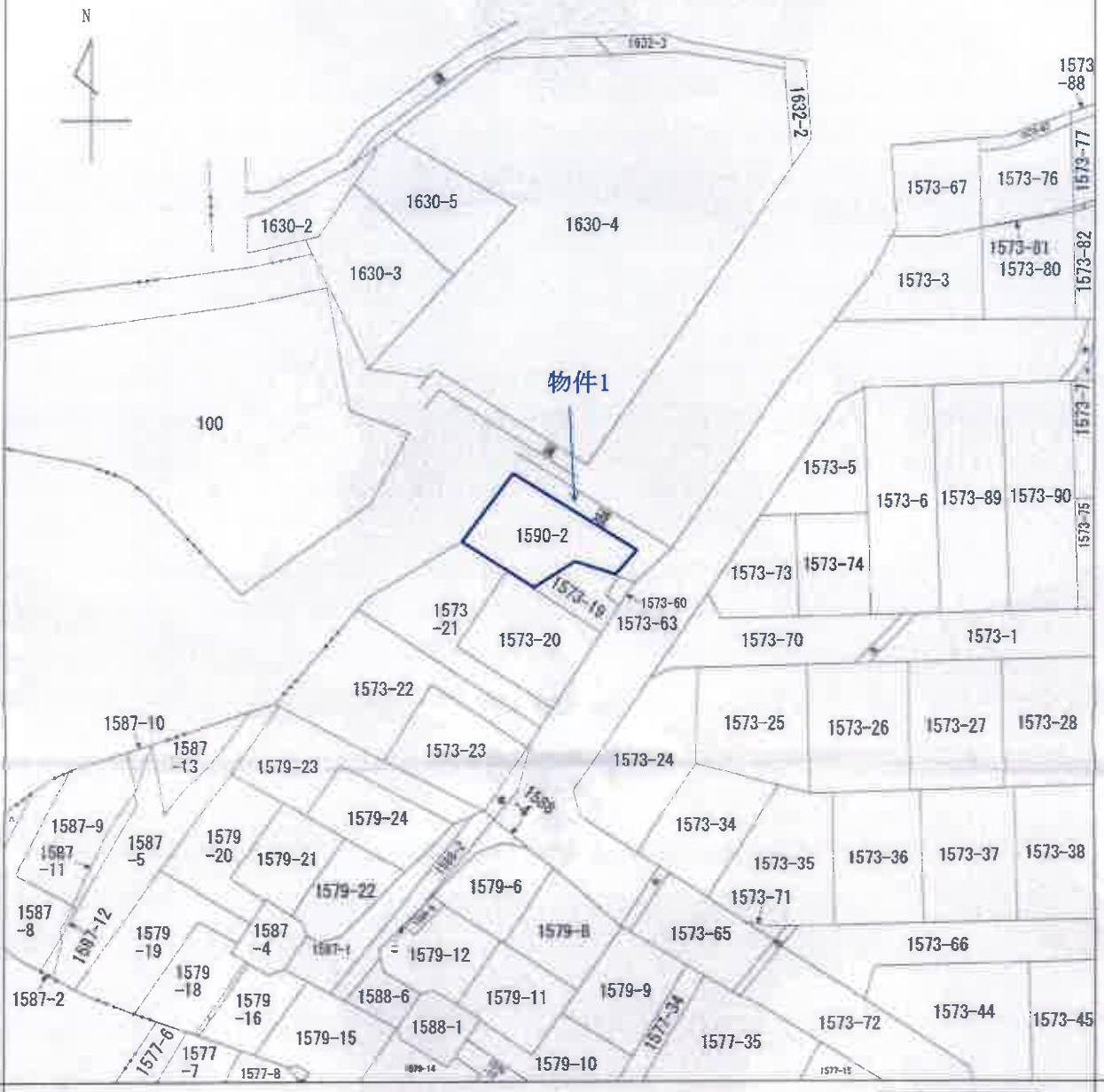
建物概略間取図

位置図

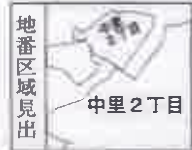


公 図 写

1573-83 1587-7 1577-9 1579-17
1573-64 1588-8 1577-9



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	中郡二宮町中里二丁目				地 番	1590番2			
出 力 縮 小 率	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	その他
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局西瀬二宮支局管轄)

令和7年2月13日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M51191

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和48年7月2日

806499

前1590 後・新1-新 1573-1, 1590-2

地番	1590番1, 1590番2
土地の所在	中里二丁目 中里二丁目 中里二丁目

中里二丁目

図 積 測 量 図



番号	面積	辺長	計算
②	12.18	12.30	12.18
①	12.12	12.12	12.12
③	12.18	12.18	12.18
④	12.18	12.18	12.18
⑤	12.18	12.18	12.18
⑥	12.18	12.18	12.18
⑦	12.18	12.18	12.18
⑧	12.18	12.18	12.18
⑨	12.18	12.18	12.18
⑩	12.18	12.18	12.18
⑪	12.18	12.18	12.18
⑫	12.18	12.18	12.18
⑬	12.18	12.18	12.18
⑭	12.18	12.18	12.18
⑮	12.18	12.18	12.18
⑯	12.18	12.18	12.18
⑰	12.18	12.18	12.18
⑱	12.18	12.18	12.18
⑲	12.18	12.18	12.18
⑳	12.18	12.18	12.18
㉑	12.18	12.18	12.18
㉒	12.18	12.18	12.18
㉓	12.18	12.18	12.18
㉔	12.18	12.18	12.18
㉕	12.18	12.18	12.18
㉖	12.18	12.18	12.18
㉗	12.18	12.18	12.18
㉘	12.18	12.18	12.18
㉙	12.18	12.18	12.18
㉚	12.18	12.18	12.18
㉛	12.18	12.18	12.18
㉜	12.18	12.18	12.18
㉝	12.18	12.18	12.18
㉞	12.18	12.18	12.18
㉟	12.18	12.18	12.18
㊱	12.18	12.18	12.18
㊲	12.18	12.18	12.18
㊳	12.18	12.18	12.18
㊴	12.18	12.18	12.18
㊵	12.18	12.18	12.18
㊶	12.18	12.18	12.18
㊷	12.18	12.18	12.18
㊸	12.18	12.18	12.18
㊹	12.18	12.18	12.18
㊺	12.18	12.18	12.18
㊻	12.18	12.18	12.18
㊼	12.18	12.18	12.18
㊽	12.18	12.18	12.18
㊾	12.18	12.18	12.18
㊿	12.18	12.18	12.18

(東京土地家屋調査士会印)

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所 第三支部 第三支部 第三支部)
令和7年2月13日 東京地方法務局 第三支部 第三支部 第三支部

登記官

地図管理番号 M51192

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和56年4月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方裁判所 西瀬 宣之助 宣之助)

令和7年2月13日

東京法務局 瀬田 宣之助

登記官

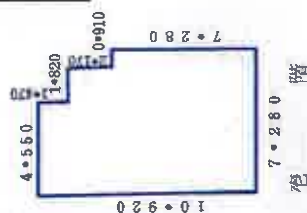
建物図面
各階平面図

家屋番号 1590番2

建物の所在 中郡二宮町中里二丁目1590番地2

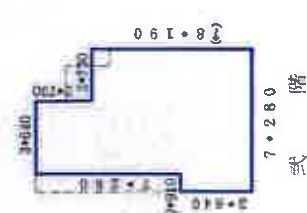
中里二丁目

40291/ 各階平面図



1st floor plan diagram showing dimensions: 4.550, 1.820, 0.910, 7.280, 10.920. The area calculation is as follows:

床面積計算				
10.920	×	4.550	=	49.6860
9.450	×	1.820	=	17.1990
7.280	×	0.910	=	6.6248
合		計		73.5098 m ²



2nd floor plan diagram showing dimensions: 3.640, 0.910, 7.280, 10.920, 3.640. The area calculation is as follows:

床面積計算				
3.640	×	0.910	=	3.3124
10.920	×	3.640	=	39.7488
8.190	×	2.730	=	22.3587
合		計		65.4199 m ²



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製者

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

地図整理番号 M51193

(未登記附属建物)

建物概略間取図

1階

